全市域での路上喫煙禁止について

〇市長の方針

- ① 市会代表質問 (R4.3.4)
- ・市内の一部の地域だけが路上喫煙禁止ではわかりにくい
- ・「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という万博の開催理念 に照らせば、全市域で路上喫煙を禁止することが求められている
- ・禁止地域の拡大については、<u>分煙環境を整えるための喫煙所の整</u> 備期間も必要
- ・「<u>路上喫煙対策委員会」のご意見も頂きながら進めていく必要</u>が ある
- ・<u>議論・手続きを踏んで、2025年1月を目途に実施</u>できるよう、 取り組む
- ② 市長囲み取材 (R4.3.4)
- ・(喫煙所について) <u>大阪メトロの駅周辺</u>で市有地があれば、<u>受動</u> **喫煙にならない形で、喫煙所を設置できないか**検討

○論点・課題等

- ・過料徴収の取締り
- ・喫煙所の整備
- 啓発表示
- 加熱式たばこの取扱い

〇今後の委員会の進め方

・今後、論点・課題等を整理したうえで、委員会での議論の進め方 や諮問の内容について、ご意見をいただきたい

区域(市域)全面禁止している自治体

		東京都					その他		大阪市
		千代田区	渋谷区	港区	世田谷区	豊島区	大和市	四条畷市	, JAMA
人口 (R4.3.1)		67,147	228,644	240,779	915,216	283,077	241,558	54,890	2,743,935
昼間人口(平成 27年国勢調査)		853,068	539,109	940,785	856,870	417,146	196,370	47,845	3,543,449
	面積 (km²)	11.66	15.11	20.37	58.05	13.01	27.06	18.69	213.08
条例名		安全で快適な千代田区 の生活環境の整備に関 する条例	んなでつくる条例	港区環境美化の推進及 び喫煙による迷惑の防 止に関する条例	世田谷区環境美化等に 関する条例	豊島区路上喫煙及びポ イ捨て防止に関する条 例		四条畷市受動喫煙防止 条例	大阪市路上喫煙の防止に関する条例
	火小石	・喫煙は努力義務とし、 禁止地区を指定	・公共の場所の喫煙禁止 ・喫煙する場合は、その 場所に配慮するとした 配慮義務	・条例で喫煙禁止をルール化・区民には区施策協力の努力義務	・屋外の公共の場所及び 公開空地は努力義務・道路及び公園は喫煙禁 止	・公共の場所において、 歩行中(自転車等乗車 中を含む)の喫煙禁止 ・路上喫煙禁止	路上喫煙禁止	路上喫煙禁止	・喫煙は努力義務とし、禁止地区を指定
過料金額(円)		2,000	2,000 (条例1万円以下)	なし	なし	なし	2,000	1,000	1,000
							重点地区のみ	重点地区のみ	禁止地区のみ
	条例施行	H14.6.25	H15.8	H9.10.3	H16.4改正	H9.10.30	H20.10.1		H19.4.1
	過料件数	※H14年度 2,583	-	-	_	_	2	R1.10.1	
	全面禁煙	H22.4.1	H31.4	H26.7.1	H30.10.1	H23.5.30	R3.4.1		
	過料件数	※H22年度 5,684	※H31年度 約3,000	_	_	_	0	0	_
公営	厚労省技術的留意 事項対応	2	3	10	10	0	0	0	0
煙所	その他	3	6	17	17	2	0	13	6
	喫煙所	58	23	96	41	2	0	13	6
	加熱式	対象	対象	対象	対象外	対象外	対象	対象	対象外
その他			1万㎡以上の建物は 設置義務有		ポイ捨てのみ罰則 区営には灰皿設置のみも 含む	ポイ捨てのみ罰則	今年度 6 か所の喫煙 所を撤去		-0.0 1/1/+ m is p = m s

令和4年3月大阪市環境局調べ